

大村市スポーツ協会スポーツ表彰規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 大村市スポーツ協会規約第21条の規定に基づき、権威ある大会において優秀な成績を収めた個人及び団体並びに本市スポーツの普及発展に貢献した個人及び団体に対し表彰を行い、広く市民にスポーツへの意欲を高めるものとする。

第2章 表 彰

(表彰の種類)

第2条 表彰は、次に掲げる種類とし、当該各号の1つに該当するものについて行う。

- (1) 大村市スポーツ協会スポーツ賞
権威ある大会において、優秀な成績を収めた個人及び団体
- (2) 大村市スポーツ協会スポーツ特別賞
権威ある大会において、特に優秀な成績を収めた個人及び団体
- (3) 大村市スポーツ協会スポーツ功労賞
本市スポーツの普及発展に貢献し、特に功績のあった個人
- (4) 大村市スポーツ協会生涯スポーツ功労賞
地域のスポーツの普及発展に貢献し、特に功績のあった個人
- (5) 大村市スポーツ協会生涯スポーツ優良団体賞
地域または職域において、組織的に社会体育活動を行い、その功績が顕著な団体

(表彰要領)

第3条 表彰は次のとおりとする。

- (1) 大村市スポーツ協会スポーツ賞及び大村市スポーツ協会スポーツ特別賞については、楯を授与する。
- (2) 大村市スポーツ協会スポーツ功労賞、大村市スポーツ協会生涯スポーツ功労賞及び大村市スポーツ協会生涯スポーツ優良団体賞については、表彰状及び楯を授与する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年「大村市民スポーツ大会」の開会式において行う。
ただし、特に必要がある場合は、臨時に行うことができる。

(推薦状)

第5条 次に掲げる団体等は、第2条の各号の1つに該当すると認められる場合、大村市スポーツ協会が別に定める様式により推薦することができる。

- (1) 本会の加盟団体
 - (2) 大村市スポーツ推進委員協議会
 - (3) 大村市内各地区体育振興会
 - (4) 大村市福祉保健部
- 2 前項により推薦されたものが表彰を受ける前に死亡した時及び団体を解散した時並びに推薦事項に変更が生じた時は、速やかにその旨を届け出るものとする。

第3章 審 査

(表彰審査委員会の構成)

第6条 表彰審査委員会は、本会の会長、副会長、理事長、事務局長、常任理事及び競技スポーツ委員会をもって構成し、委員長には本会の会長が当たる。

(審査基準)

第7条 各賞の選考審査は表彰審査委員会において行うものとし、審査基準は次のとおりとする。

なお、被表彰者は、個人にあつては本市に居住若しくは通勤・通学している者、本市スポーツ協会加盟団体に属する者、又は本市出身で国体ふるさと選手登録をした者とし、団体にあつては本市に所在する団体とする。ただし、国民体育大会における選抜チーム等特別な場合を除き、団体として表彰された場合、その構成員としての個人表彰は行わない。

(1) 大村市スポーツ協会スポーツ賞

- ア 日本代表として、国際大会に出場した団体及び個人
- イ 権威ある全国大会で2位～6位に入賞した個人及び団体
- ウ 県代表として、権威ある地区大会（九州ブロック大会）で優勝若しくは準優勝した個人及び団体
- エ 本市代表として、権威ある県下大会で3年以上連続優勝した個人及

び団体

(2) 大村市スポーツ協会スポーツ特別賞

- ア 日本代表として、国際大会で3位以内に入賞した個人及び団体
- イ 世界記録または日本記録を更新した個人及び団体
- ウ 権威ある全国大会で優勝した個人及び団体
- エ 本協会スポーツ賞を10年連続受賞した個人及び団体

(3) 大村市スポーツ協会スポーツ功労賞

- ア 本市スポーツの普及発展に貢献し、特に功労があると認められる者
- イ 本市スポーツの普及発展に10年以上貢献した者の内45歳以上の者

本功労賞の各推薦団体からの推薦は1名とし、過去において本賞を受賞していない者とする。

ただし、本務として、指導にあたっている者は対象外とする。

(4) 大村市スポーツ協会生涯スポーツ功労賞

- ア 地域スポーツの普及発展に貢献し、特に功労があると認められる者
- イ 地域スポーツの普及発展に10年以上貢献した者の内45歳以上の者

本功労賞の各推薦団体からの推薦は1名とし、過去において本賞を受賞していない者とする。

ただし、本務として、指導にあたっている者は対象外とする。

(5) 大村市スポーツ協会生涯スポーツ優良団体賞

組織的に社会体育を行い、10年以上の実績をあげている団体で過去において、本賞を受賞していない団体

(選出数)

第8条 各賞の年間の選出数は次のとおりとする。

- (1) 大村市スポーツ協会スポーツ賞
該当者全員とする。
- (2) 大村市スポーツ協会スポーツ特別賞
該当者全員とする。
- (3) 大村市スポーツ協会スポーツ功労賞
4名を基準とする。
- (4) 大村市スポーツ協会生涯スポーツ功労賞
4名を基準とする。
- (5) 大村市スポーツ協会生涯スポーツ優良団体賞
2団体を基準とする。

第4章 その他

(補 則)

第9条 本規程に定めのない事項については、必要の都度表彰審査委員会における合意に基づき処理する。

附 則

この規程は、昭和55年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成10年 9月17日から施行する。

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 5月22日から施行する。

この規程は、平成25年 5月22日から施行する。

この規程は、平成29年 5月13日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 5月15日から施行する。

この規程は、令和 5年 5月13日から施行する。